

家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）の廃棄方法について



エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の処分は家電リサイクル法により、販売店が引き取り、家電メーカーがリサイクルする仕組みになっております。処分にかかる料金については、消費者が負担することになっています。

料金については、回収を依頼するお店に直接お問い合わせするか、家電リサイクル券センターホームページをご覧ください。

http://www.rkc.aeha.or.jp/text/p_price.html

【 廃 棄 の 方 法 】

1 新しい製品に買替える場合

購入するお店で引き取っていただけます。収集料金等については、お店に直接お問い合わせ下さい。

2 廃棄のみの場合

1) 購入したお店がわかる場合

以前に購入したお店で引き取っていただけます。収集料金等については、お店に直接お問い合わせ下さい。

2) 購入したお店がわからない、引越等により遠方にある 場合

以下の回収協力店で引き取っていただけます。収集料金等については、お店に直接お問い合わせ下さい。

【回収協力店】

店舗名	住 所	電話番号
JA ピンネ A コープ浦臼店	浦臼町字浦臼内 1 7 2 番地の 6	68-2212

家電リサイクル法について詳しく知りたい方へ

- ・ [経済産業省のページ【家電リサイクル法の概要】](#)

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/index.html

- ・ [経済産業省のページ【家電4品目「正しい処分」早わかり!】](#)

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/fukyu_special/index.html